

## 農用地区域の確認

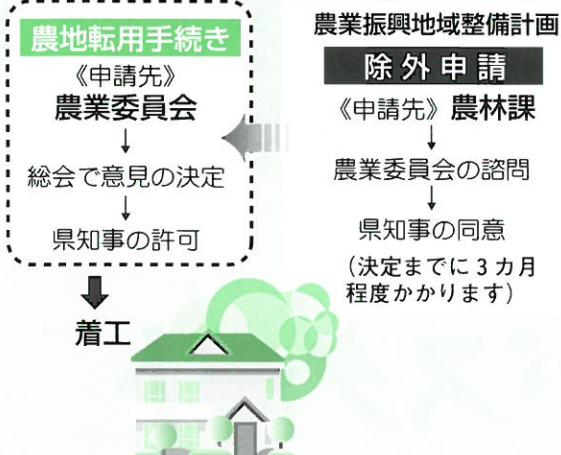
# 農地の転用手続の流れ

## ① 居宅・倉庫などを建てる場合

設置する場所は農用地区域から除外されていますか？

はい

いいえ

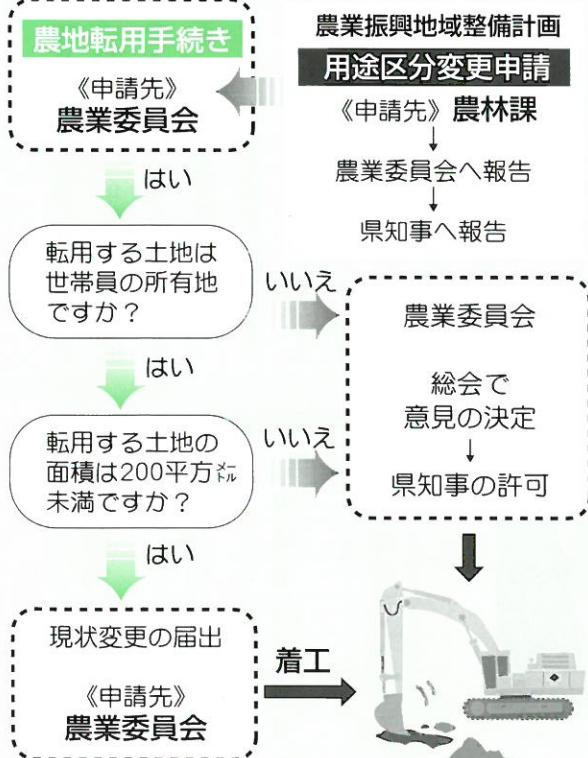


## ② 農業生産用施設、たい肥舎などを建てる場合

設置する場所は農用地区域から除外されていますか？

はい

いいえ



軽微変更や農振除外の予定がある方は、その土地が農用地区域に指定されているかを確認してください。農用地区域に指定されなければ、この手続きは不要です。

## 申し出の受付期間

① 軽微変更：五月九日（月）から五

月三十一日（水）まで

② 農振除外：五月十六日（月）から

六月十五日（水）まで

## 農林課農政係（役場内線一四五）

## 提出・問い合わせ先

## ④ 事業計画の概要、配置図など

## 位置図（申請地の位置や付近の状況がわかる地図）

## ② 公図（申請地の地番や地目、隣接地の状況を表示した図面）

## ③ 位置図（申請地の位置や付近の状況がわかる地図）

## ① 農用地利用計画変更申出書

## ④ 受付期間を過ぎると見直しが始まり、決定公告までの間は個別の計画変更ができないなります。

本年度に農業用施設を建てる場合は、現在の整備計画での軽微変更となります。申し出が遅れると、本年度中に着工できなくなる場合がありますので、ご注意ください。

# 農地の転用には許可が必要です



農地の転用とは、農地を住宅や倉庫の用地、資材置場、駐車場など農地以外の土地に変える行為です。次のような場合は、農業委員会で手続きが必要です。

### ● 自分の農地を自分が転用する場合

#### 農地法第4条許可申請

### ● 農地を買ったり、借りたりして転用する場合

#### 農地法第5条申請

\* 許可を受けずに無断で転用すると、所有権の移転や地目変更登記などができなくなります。

### ● 農地を農地のままで売買、貸し借りする場合

#### 農地法第3条許可申請

\* 農地を譲り受ける方が、申請地を含めて50アール以上の農地を耕作しているなければ許可できません。

### ● 農地として有効利用するため埋め立て工事をする場合

#### 農地の現状変更届

詳しくは、農業委員会（役場内線251）へお問い合わせください。